別記様式第５号（第７条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付決定通知書（新築・解体・リフォーム）

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

事業認定者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

弟子屈町長　　　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、下記のとおり交付することに決定したので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額 　　金　　　　　　　　　　　　　　円

２　工事の完成期限　　　　　　　　　　年　　月　　日

３　交付要件等

（１）　事業の内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ町長に申し出て、その承認を受けなければなりません。

（２）　事業の適正な施行のため、職員が建設工事の状況等を確認又は指導する場合があります。

（３）　事業認定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければなりません。

（４）　事業認定者が次のいずれかに該当したとき（ア及びエの規定にあっては、助成金を受領した日の属する年度の末日から10年以内に生じたものに限ります。）は、この助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付された助成金があるときは、その助成金の返還を命ずることがあります。助成金の額の確定があった後においても同様とします。

ア　当該民間賃貸住宅等を廃止又は他の用途に変更したとき。

イ　当該民間賃貸住宅等が法令に違反しているとき。

ウ　偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

エ　その他、この要綱の規定に違反したとき

（５）　事業認定者が、助成金を受領した日の属する年度の末日から10年以内に次のいずれかに該当し、地位を承継する必要が生じた場合は、当該承継者は、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継承認申請書（別記様式第14号）により町長に申請し、その承認を得なければならない。

ア　死亡した場合　その相続人

イ　法人が合併等をした場合　合併等により設立された法人

ウ　当該民間賃貸住宅等を譲渡した場合　その譲受人

３　助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったとき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。